

国立市議会政治倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市議会の議員（以下「議員」という。）が、市民の信託を受けた者として、その権限又は地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう政治倫理基準を定めるとともに、必要な措置を講じ、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、市民全体の代表として求められる人格と倫理を自覚し、この条例に違反する疑いがあるときは説明責任を果たさなければならない。

(政治倫理の宣誓)

第 3 条 議員は、その任期の開始の日以後、政治倫理に関する研修を受け、この条例を遵守する旨の宣誓を行わなければならない。

2 前項に規定する宣誓は、宣誓書を議長に提出することにより行わなければならない。

(政治倫理基準)

第 4 条 議員は、その任期において、市民全体の代表者としてその品位と名譽を損なうおそれのある一切の行為を慎むものとし、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならず、かつ、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) その地位を利用して、金品等（金銭、物品その他の財産上の利益又は供應接待その他のもてなし行為をいう。）を不正に授受しないこと。

(2) 市（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。）が行う工事等の請負契約（下請負を含む。）、業務委託契約及び物品納入契約（以下「請負契約等」という。）並びに指定管理者の指定に関する特定の業者の推薦、紹介等、特定の業者が有利となる取り計らいをしないこと。

(3) 職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。）

以下同じ。) の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。

- (4) 職員の採用、昇格又は異動に関して推薦又は紹介を行わないこと。
- (5) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (6) 政治活動に関し、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)に規定する寄附以外の寄附を受けないこと。
- (7) 国立市市税賦課徴収条例(昭和29年6月国立市条例第5号)第3条第1項第1号から第3号までに掲げる市税及び国立市国民健康保険税条例(昭和34年4月国立市条例第13号)第1条に規定する国民健康保険税の完納又は健全な計画に基づく分納等を誠実に行うこと。
- (8) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に違反するおそれのある行為をしないこと。

(請負契約等の辞退)

第5条 議員がその任期において、役員(法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び精算人並びに人格のない社団又は財団の代表者又は管理人をいう。以下同じ。)をし、又は実質的に経営に携わっている企業及び団体(以下「企業等」という。)並びに議員の配偶者若しくは二親等以内の親族が役員をしている企業等(以下これらを「関係企業等」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないため、市が行う請負契約等を辞退するよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する「実質的に経営に携わっている」とは、議員が資本金その他これに準ずるものとの3分の1以上を出資していることをいう。
- 3 関係企業等を有する議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、第1項の規定により市が行う請負契約等を辞退するときは、責任をもって当該関係企業等が作成した辞退届を提出しなければならない。
- 4 前項の辞退届は、議員の任期開始の日又は該当事由の発生した日から30日以内に、議長に提出するものとする。
- 5 前2項の規定により辞退届が提出されたときは、議長は、当該辞退届を市長に送付しなければならない。
- 6 市は、辞退届を提出した企業等と請負契約等を締結することができない。

(指定管理者の指定の禁止)

第 6 条 関係企業等は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者となることができない。ただし、他に適當な指定管理者がない等やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

(人権侵害のおそれのある行為に関する措置)

第 7 条 議会は、第 4 条第 5 号に規定する人権侵害のおそれのある行為に関する職員からの苦情の申出を受け付けるため、必要な措置を講じなければならない。

(委 任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年 12 月 6 日条例第 14 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 2 月 28 日条例第 1 号）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の第 4 条第 3 号の地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員とみなす。